

海面における遊漁（釣りなど）のルール

福島県水産事務所

福島県では、漁業法、水産資源保護法に基づき、水産資源の保護と漁業調整のための規則を設けています。

福島県漁業調整規則第43条第1項により、遊漁者が行うことのできる漁具漁法は次のとおり定められています。

- ・ 竿釣り及び手釣り
- ・ たも網及び叉手網
- ・ 船を使用しない投網
- ・ やす及びはし
- ・ 徒手採捕



熊手



じょれん



もり類
(水中銃など)



ひき釣り
(トローリング)

※ 遊漁者は「じょれん」、「もり類(水中銃など)」、「ひき釣り(トローリング)」での採捕はできません。

福島県漁業調整規則等の詳細については、福島県水産事務所ホームページを参照ください。
所在地 福島県いわき市平梅本15 URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36490a/>
電話番号 0246-24-6175



採捕禁止期間等（福島県漁業調整規則 第四十条第一項）

水産動物	禁止期間	禁止区域
さけ・ます(全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
あわび(殻長九・五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
あわび(殻長九・五センチメートルを超えるものに限る。)	十月一日から翌年四月三十日まで	海面
ほっき(殻長七・五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
ほっき(殻長七・五センチメートルを超えるものに限る。)	二月一日から五月三十一日まで	海面
うに(殻径(棘を除く。)三・五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
うに(殻径(棘を除く。)三・五センチメートルを超えるものに限る。)	十月一日から翌年四月三十日まで	海面
あさり(殻長二・五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
はまぐり(殻長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面

河口付近における採捕の制限（福島県漁業調整規則 第四十一条第一項）

河川名	禁止区域	禁止期間
新田川、真野川、請戸川、木戸川、鮫川、夏井川、熊川、富岡川、井出川	最大高潮時における河口中央から半径五百五十メートル以内の海域	毎年九月一日から翌年五月三十一日まで

漁業権について

福島県沿岸のほぼ全域に漁業権が設定されています。免許の内容にあたる水産動植物を採捕すると、漁業権侵害を問われることがあります。

漁業権種類	免許の内容にあたる水産動植物
第一種共同漁業権（沿岸域に設定）	(藻類) わかめ、あらめ、のり、ひじき、まつも、こんぶ (貝類) あわび、かき、いがい、ほっきがい、こたまがい (動物) うに、えむし
第三種区画漁業権（松川浦に設定）	(貝類) かき、あさり